

災害時における基本行動マニュアル

片山 晋

このマニュアルは、災害発生時に自治会・町内会において、とるべき行動基準の雛形です。
さらに具体的活動マニュアルは別途定める必要があります。

(各自治会・町内会の事情に合わせて適宜修正して作成して下さい)

1. < 活動の開始 >

〇〇自治会（町内会）の活動は次の要請または自発的行為によって行う。

- a. 磯子区内に災害が発生し、または発生のおそれがあり、磯子区災害対策本部長(磯子区長)から要請があった場合。または磯子区災害対策本部が立ち上げられた場合。
- b. テレビ・ラジオなどにより横浜に震度5（強）以上の地震、または警戒宣言の発令があったとき。
- c. テレビ・ラジオなどにより災害が磯子区または自治会（町内会）の広域に及び、防災活動が必要と会長または役員が判断した場合。

2. < 安全確認 >

自治会（町内会）の役員および班長は、自分や家族の安全を確保するとともに、自宅や自宅周辺の安全を確認し、家族に対しては適切な行動をとるように指示して、自分の活動内容を十分に周知した後に、自治会（町内会）館へ参集すること。

3. < 出動に際して >

現場活動の出動に際して、以下の項目を守ること。

- a. 出動には、安全な服装と履物、ヘルメットを着用する。
- b. トランシーバ・予備電池・メモ帳・筆記道具等必要な物を確認し携帯して出動する。
- c. 対策本部の指示を受けた行動を基本とし、慎重な行動に心がけ、独善的な行動はしない。
- d. 災害時は被害縮小が目的であり、2次災害の可能性ある行動はしない。
- e. その他出動時の活動に必要な情報は、対策本部に確認、または別途定められた各種具体的行動マニュアルを参照する。

4. < 自治会（町内会）の災害対策本部の立上げ >

〇〇自治会（町内会）の災害対策本部は、以下の要領により立上げ開設する。

- a. 災害対策本部は、予め決められた要員で構成するが、参集不可者代行を適宜補充して対応する。
- b. 災害対策本部は、第1に自治会（町内会）館に開設する。不測の事態で自治会（町内会）館に開設できない場合は、前もって決められた、第2候補、第3候補等の開設場所への変更を決定する。
- c. 災害対策本部開設運営に必要な、各種書類、備品、資料、看板、機材、等は所定の倉庫から持ち込む。

5. < 災害対策本部の指揮 >

自治会（町内会）防災対策本部の開設および運営の指揮は、原則として次の指揮順位により行なう。

- a. 1. 自治会（町内会）長、 2. 副会長、 3. 防災部長、 4. 参集した自治会（町内会）役員。
- b. のちに上位順位者が参集した場合は、原則として指揮を上位者に引き継ぐ。

6. < 災害対策本部長（指揮者）の役割 >

自治会（町内会）内の被害状況を調査し、適切な処置対策を講ずる。

- a. 人的被害の把握と救出救護活動に関する指示。

- b. 火災発生 of 早期把握と敏速な初期消火活動隊編成と活動に関する指示。
- c. 詳細被害状況把握のため、全戸安否確認の実施指示。
- d. 安否確認結果に基づき、対応の検討（特に要援護者への対応）と決断実行の指示。
- e. 上記の現状、行為、の行政への報告、並びに近隣自治会（町内会）との対外折衝。
- f. 必用に応じて専門能力者に部分的権限の委譲。
- g. 必用に応じて災害ボランティアネットワークへニーズの発信。
- h. その他、自治会（町内会）内の、災害対応に必要な判断に関する事項。

7. < 災害対策本部への連絡手段 >

災害時の全ての行動は情報から始まります。混乱の中でも確実な連絡手段が肝要。

- a. 複数の連絡手段を構築する。
 - 1. 電話連絡網、 2. 携帯電話連絡網、 3. 口頭連絡網、 4. トランシーバ連絡網。 など
（大災害時には、4. 3. 2. 1. の順で有効と考えられる）
- b. 連絡の要領は、優先度の高い他人の連絡を配慮し、簡潔に間違いなく伝える。

8. < 情報収集と発信 >

災害対策本部は情報収集に当たり、情報内容に優先度をつけて指示し、混乱回避に努める。

- a. 情報の優先順位の例
 - 1. 火災発生情報、 2. 人命に関わる情報、 3. 避難に関する情報、 4. 支援物資等に関する情報
- b. 災害の状況により優先度は異なるので、その時の本部判断による指示に従う。

9. < 安否確認 >

災害時には、早い段階で安否確認を行う必要があり、これが犠牲者減少の第一歩となる。

- a. 安否確認は要援護者だけでなく、地域住民全員について行う。
- b. 安否確認表をもとに、自治会（町内会）の役員・班長が手分けして全世帯の確認をする。
（安否確認済みの家屋には、状況表示することが好ましい）
- c. 安否確認内容は、災害対策本部へ速やかに報告する。
- d. 災害対策本部は安否確認報告を受け、しかるべき指示を出すと共に報告内容の集計をする。

10. < 情報伝達活動 >

「災害時の全ての行動は情報から始まる」ので情報伝達活動の位置づけは高い。

- a. 欠員関係者を補間しながら、トランシーバ、口頭、電話伝達などで速やかな情報伝達を行う。
- b. 伝達情報は、発信元から受信者へ、簡潔で分かり易く、正確に伝える。
- c. 受信者は速やかに返信すると共に、しかるべき処置、指示をする。

11. < 消火活動 >

初期消火のみが可能であり、消火器具と人材の素早い対応が必要。

- a. 火災を発見したら、まずは近隣に知らせ、あわせて対策本部へ、火災発生情報を発信する。
- b. 火災発生場所では、近隣共助で消火器を持ち寄り、速やかな消火活動を始める。
- c. 対策本部は、火災発生箇所の数を勘案して、応援要員を集め派遣の指示をする。あわせて、消防署へ火災情報を連絡する。
- d. 対策本部は、初期消火段階を越え、手におえないと判断した場合は、避難の指示をする。

12. < 救出救命活動 >

安否確認情報を基に「閉じ込められ者・下敷きの者」等の救出を可能な限り速やかに行う。

- a. 先ずは、近隣で救出が必要な人、その状態を把握すると共に、本部へ報告する。
- b. 近隣共助や本部の指示により、2次災害を絶対に避けながら、複数人で救出活動を行う。

13. < 避難誘導活動 >

洪水、火災、崖崩れ、家屋倒壊など、自宅や自宅周辺に留まると危険な場合は避難誘導を行う。

- a. 対策本部、避難誘導担当は、災害の状態、避難の適正を勘案して、避難の指示と誘導を行う。
- b. 洪水や大火災による避難勧告の場合は、全員を指定された場所へ誘導する。滞留者の確認を要す。
- c. 地震で家屋倒壊、または倒壊の危険ある世帯者が避難する場合は、関係者と個別に判断して行う。

14. < 物資分配活動 >

救援物資、水食料等の公平な適所分配は難しいので、ルール（考え方）を決めておく。

- a. 弱者（命に関わる人・要援護者・高齢者・乳幼児）を優先とする。
- b. 食料など消費期限のあるものは、数量不足でも、地域で何個、一家に何個、または全数を雑炊にするなどして早めに分配する。

15. < 防災関連機関、拠点、団体、近隣地域との連携 >

災害時の初動活動は、自治会（町内会）の対応が不可欠だが、時間経過と共に他との連携が必要。

- a. 自治会（町内会）の災害対策本部は、他団体の存在とその役割、および連絡方法を把握しておく。
- b. 必用に応じて、他団体との連携活動への協力、または支援を受けて早期復興に努める。

16. < 活動の終了 >

災害対策本部は、一定の任務が終わったと判断した場合、対策本部の活動を縮小または終了する。

- a. 自治会（町内会）住民からの支援要望や相談などが、一定期間ない状態が続いたとき。
- b. 対策本部と自治会（町内会）の役員会が、共に終了して良いと判断したとき。
- c. 区役所の災害対策本部が終了したとき。

17. < その他 >

基本行動マニュアルに基づく、具体的で詳細な行動マニュアルは別途定める。

* マニュアルは指針・心得であり、実災害時にはこれに縛られることなく臨機応変の行動が大切です。